

国地契第24号
国官技第52号
国営計第40号
平成15年5月22日

各地方整備局総務部長
企画部長 あて
営繕部長

国土交通省大臣官房地方課長
国土交通省大臣官房技術調査課長
国土交通省大臣官房官庁営繕部営繕計画課長

「指名業者名の事後公表の試行について」の一部改正について

「指名業者名の事後公表の試行について」（平成14年7月1日付け国地契第25号、国官技第75号、国営計第45号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺憾なきよう措置されたい。

記

記1（1）中「一部」を「全部」に改める。

附則

平成15年6月1日以降に技術資料の収集に係る掲示を行う工事から対象とする。